

《第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について》

1. 特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

2. 支給対象者等

戦没者等の死亡当時のご遺族であって、令和2年4月1日（基準日）において、恩給法に基づく公務扶助料、遺族援護法に基づく遺族年金の受給権を有している方がいない場合に、先順位のご遺族お一人に支給されます。

3. 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

4. 請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

注記：請求期日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

5. 提出書類

請求者の状況により提出書類が異なります。窓口でご遺族の状況を伺いながら、必要な書類をご案内しますので、まずはお問い合わせください。

なお、請求書等に印鑑（ゴム印・スタンプ印は不可）が必要となります。

●前回受給者が請求される場合

1. 特別弔慰金請求書
2. 印鑑等届出書
3. 現況等についての申立書
4. 令和2年4月1日時点の請求者の戸籍抄本

注記：請求者が配偶者の場合、上記に加えて次の書類が必要になります。

- ・前回基準日（平成27年4月1日）から令和2年3月31日までの間の請求者の戸籍
- ・特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）

●前回受給者以外のご遺族が請求される場合

前回受給者と同順位又は後順位の方が請求される場合

1. 特別弔慰金請求書
2. 印鑑等届出書
3. 現況等についての申立書
4. 令和2年4月1日時点の請求者の戸籍抄本

注記：状況により次の書類の提出が必要となる場合があります。

- ・先順位者がいないことを証する戸籍（前回受給者が先順位の場合）
- ・戦没者等の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍（第3～6順位の場合）
- ・生計関係申立書等（戦没者等と請求者が生計関係ありのときで、戦没者等死亡時に同一戸籍内に記載がない場合）

請求書等については、市社会福祉課にございます。